

(以上 大谷 紀子)

原告代理人

ある段階で特任教員の任用規程が改定されたと、甲1が現規程ですかね。

はい。

旧規程においては、先ほどから、先生が実質的判断をという話をされていましたが、その頃は、特任教員推薦委員会も、また教授会も、形式的な判断で通していたんじゃないんですか。

いや、違うと思います。

甲第13号証を示す

以前に他学部ではあるんですけども、特任教員の任用が問題になった裁判で被告大学側から出た書面なんですけれども、5ページのところで、第2と、「特任教員の選考（決定）の実態と再雇用決定権者について」とありまして、「特任教員推薦委員会における審査の形式性」とありまして、下から6行目、「つまり」以下ですけれども、「『特任教員任用基準』は、特任推薦委員会が推薦に当たって考慮する単なる資格を定めたものに過ぎない面しかなく、同委員会は、この基準に合致すれば、平成17年度における債権者を含め、わずかの審査時間」、括弧の中は省略しますが、「で推薦を行ってきており、そこでは、『経営』上の観点は全く考慮されていない。」と。更に遡って、同じく第2の1の本文の6行目、「『特任教員任用基準』に該当するか否かの形式上の判断をしているにすぎず」とありまして、右側に移って6ページ、「教授会における選考（決定）の形式性」とまたありまして、本文の4行目の後半ですが、「単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態である。」と書かれているんですけど、これは経営学部においては違うとおっしゃるんですか。

はい。

これは学部を特に限定しているような記載じゃないんですけども、経営学

部はあくまで違うとおっしゃるんですか。

違うと思いますね。

旧規程において、定年の方が、特任教員は定年の自動延長のような認識を皆さんが持っていたというのは違うんですか。

違うと思います。

平成25年12月29日の教授会で、そのような認識を持っていたという教授の発言があったのは覚えていますか。

はい。

どなたがおっしゃってましたか。

そこまでは覚えてません。

甲第14号証を示す

6ページの下から9行目、「渡辺」とありまして、「特任というのは、ま、自動的な雇用延長というようなことで私たちは意識してたんですね。」とあるんですけど、これはこの方の勝手な見解ということですか。

はい、そうだと思います。

この方がほかの方と違う認識だったんですか。

はい。

これに関して、下に、「井形」、「はい」、「北村」、「そうですね」と書いてますけれども、あくまでも渡辺先生だけの見解とおっしゃるんですか。

はい。

井形先生、北村先生は同意してるというふうにはあなたは受け止めてないんですね。

この前後から、文字だけでは判断しかねます。

カリキュラム検討委員会において原告の特任教員の任用に関する話をしたのは1回だけなんですね。

はい、そうです。

それが、その話だけで1時間半はしたということですか。

はい、そうです。

そのような議事録とかは残さないんですか。

ありません。

誰かが書記するとかはないんですか。

ないです。

カリキュラム検討委員会の総意というお言葉が先ほどありましたけれども、原告の担当科目が不要又は必要度が低いという結論は、最初にそういう発言をしたのは誰ですか。

それは申し上げられません。

誰かがそういう話をした、口火を切ったわけですか。

反対者がいなかったということです。

先ほど、カリキュラム検討委員会は、バランスを取っていろいろな専攻分野の方から選出されているということですよ。

(うなづく)

全学共通というのは、昔で言う教養みたいなところですか。

はい、そうです。

その方が、原告の科目が必要度がどうこうという判断はできるんですか。

……………。

できたんですか、何かおっしゃってましたか。

その人が判断したかどうかというのは申し上げられません。

総意でしょう、全員が賛成したんでしょう。

はい、反対はしなかったです。

その方から、その科目、私は分かりませんか、どういう科目ですかとか質問はありましたか。

それはないですね。

ないのに、反対もなく、そのまますっと通ったわけですか。

(うなづく)

先生は、原告が担当していた情報バリューエンジニアリングという科目はど
ういう科目か説明できますか。

いいえ、分野が違いますので、できません。

分からないけど、不要という結論は先生も賛成されたわけですね。

はい、しました。

情報ネットワーク論ってどんな科目ですか。

分野が違いますので、分かりません。

先生の専攻は何ですか。

法律です。

でも、皆さんの意見を聞いて、ああ、そうだと思って賛成したとおっしゃる
んですか。

カリキュラム委員長ですから、皆さんの意見を聞いて。

知った上で判断するんでしょう。知らないけど、はい、と返事したんですか。

はい、皆さんの意見を集約する意味で。

先生の意見はなかったんですか。

私は別に、皆さんの意見を尊重しています。

皆さんは、情報バリューエンジニアリングという科目を理解しているよう
でしたか。

それは分かりません。

8名の中に先生は含まれるんですか。

はい、含まれます。

先生以外の7名中、どなたが情報バリューエンジニアリングのことを理解し
てそうでしたか、何人ぐらいそういう人はいましたか。

それは分かりません。

分からないことだらけだけど、総意で不要となったんですね。

.....。

次にいきますが。1部科目の2部開講というお話がありましたけれども、学則に2部として定められてない科目を2部で開講したということですよ。

(うなずく)

2011年の、そのような形をとって開講するときのことは、先生はよく覚えてらっしゃるということですか、先ほどの話では。

はい。

コマ数が不足になったのでという経緯ね。

はい。

学則にないということは、そのときから知ってらっしゃったんですか。

はい。

2012年度も同様の科目を原告は担当しているんですけども、先ほどの話では、そこはよく分からないと、そこは覚えてない、知らないということですか、なぜそうなったのか。

どういう意味ですか。

2011年度に引き続いて、2012年度においても原告が1部科目を2部として開講するとなった経緯は御存じじゃないんですよ。

12年については知りません。

なぜ、2011年は知っていて2012年は知らないのだろうかというのが素朴な疑問なんですけど、何か違いがあるんですか。

2011年のときは、留学から帰ってきたときのことで、そういうことはありましたけれども、その後については、その分野の人に調整はお願いしています。

調整をお願いしていても、先生はカリキュラム委員長なわけですから、当然それを取りまとめる責任ある立場ですよ。

はい。

それにおいて、カリキュラムを見たときに、これは去年例外的にやったんだから、今年は外そうよという話はなかったんですか。

それはなかったです。

カリキュラム委員会の構成委員からの指摘もなかったんですね。どうしましよかという相談もなかったんですね。

はい。

具体的な原告の担当の科目の話ですけども、外国書購読が大学院進学者のための授業というような、そういう趣旨のお話がありましたけれども、外国書購読の科目を設置する目的というのは、そこが大部分を占めているんですか、被告大学においては。

はい、経営学部においてはそうです。

経営学部において、大学院の進学を希望される方は大体年間でどれぐらいいらっしゃるんですか。例えば、ここ二、三年の話でも、大体でいいですけども。

もう、本当、数名だと思います。

それは、ここ数年減っていったのか、もともとの5年、10年、あるいは15年、同じような数字なんでしょうか。

昔のことは分かりませんが、最近では、私がカリキュラム委員長的时候は数名でした。

数名というのは、5名以下ぐらいのイメージと見たらいいんでしょうか。

はい。

多少いろいろばらつきはあるでしょうけども。

はい。

もともと、そういう状態が続いているのを、大学院の進学を推進しようという動きを、大学としては2012年からしようという話になったんですか。

いえ、そういうわけではありません。

そういうわけではないのに、大学院の進学に適した人をというふうに急に考えるに至ったんですか。

2011年、やはりカリキュラム方針として学生に何を学ばせるかという方針になりましたので、2012年においては定員増の、文科省に提出する関係等ありますので、そういうことからカリキュラム改定を受けて、いろんな見直しがあったと、その関係だと思います。

見直しはいいんですけど、先ほどの趣旨が、大学院進学者のために、よりふさわしい授業にするために、結局原告では駄目だという話だったわけでしょう。

はい。

それまでは駄目だという話がなかったのに、このとき駄目という話が出たわけですから、それは大学として、明確に大学院進学者を増やしていこうという方針があったんでしょうかと。

ないです。

経営情報論について、経営情報学部ですかね、かつてあったのが、それがなくなったことも踏まえてという部分で、情報系科目は要らないんじゃないかという話ですか。

はい。

先ほど、カリキュラム委員会として出たという、それは、他大学でも、いわゆる経営学部を設置してる大学においては、そういう傾向にあったという認識だったんですか。

はい、発言された方が、そのときに話をされてました。

具体的に、どこの大学が経営情報論とか情報系科目をなくしていったとか、そういうお話はあったんですか。

具体的な話はありません。

そういう傾向という話を、具体例もなしにおっしゃってたんですか。

はい、どこの大学ということはなかったです。

原告の担当科目の受講者数は、ちょっと主観になるでしょうけど、少ない部類だったんでしょうか。

少なくないとは思いますが。

要は、学生が相応の人数が受講してるという事情は、カリキュラム検討委員会の中では、検討に上げられなかったんですか。

受講者数はあります。

ありましたか。

そのときのという意味ではなくて。

当然、我々も大学出てますので、人気がない科目というものがなくなっていくのは分かるんですけど、受講者数があるものをなくしていいのか、それ相応の受講者数があるような科目をなくしていいのか、という議論はなかったんですか。

はい、そのときはないです。

先生自身は、そのことは問題ないと思ってましたか。

そのことは、とはどういうことですか。

学生者数が、少なくない数の受講者数があるにもかかわらず、科目としてなくすことに問題があるのではないかと、残すべきではないかという考えはなかったですか。

はい、ないです。

特任教員の任用手続があると、申請がどなたかからなされたときは、その方の科目についてカリキュラム委員会で検討するというのは絶対やるんですか。

はい、私の知る限りでは。

全件やってましたか。

私のときは、はい。

原告が特任教員の任用申請をする前の直近では、二宮教授が特任教員に選任されてますね。

はい。

そのときの、カリキュラム検討委員会は、どれぐらいの時間で終わったか覚えてますか。

記憶はちょっとないです。

開いたのは開いたんですね。開いて議題に上げたのは上げたんですね。二宮教授の担当科目あるいは担当予定科目、担当計画について検討されたんですね。

二宮先生の中には、私はカリキュラム委員会のメンバーじゃなかったと思います。

甲第1号証を示す

確認なんですけれども、例えば第6条に、「特任教員推薦委員会は、学長、各学部長、教務委員長、および」うんぬんとありますけれども、教務委員長とカリキュラム委員長は違うんですね。

教務委員長とカリキュラム委員長は違います。

第9条を見ますと、③で、「学部長は教務委員長および対象者と協議の上」とありますが、この教務委員長は、別にカリキュラム委員長ではないですね。

はい。

先生は、原告の特任教員の申請がなされたとき、このカリキュラム検討委員会で授業計画を検討する際に、特任教員任用規程の存在は知ってましたか。

はい、知ってます。

目を通したこともありましたか。

はい、ありました。

その中で、カリキュラム委員会はどこの位置付けにあるんだろうと、あなた

の認識はありましたか。

その認識はありません。

特任教員任用規程第9条を見ますと、③で学部長が授業担当計画を推薦委員会に提出するとありますが、①は推薦委員会は対象者に過去5年間の研究業績の提出を求めると、②は教務委員長が過去5年間の授業実績状況を委員会に報告するとありますけれども、別に①の順番で手続されるとは書いてませんけれども、特任教員の任用申請があったら推薦委員会は必ず組織されて、何らかの対応をするものが大前提になっているんじゃないんですか。

そうとは限らないと思います。

そういう理解ですか。

はい。

被告ら代理人

甲第13号証を示す

主張書面なんですけど、債権者里上さんと大学との争いなんですけれども、里上さんというのは何学部の人か御存じですか。

いや、知りません。

人間科学部じゃないですか。

人間科学部です。

里上事件の場合、具体的に内容をあなたは御存じですか。

細かくは知りませんが、最終的に。

最終的に採用が理事会で否決されたということは御存じですか。

はい、知ってます。

教授会では通ったけれども理事会で否決されたと、これは御存じでしょう。

はい。

そうすると、今回の案件とはちょっと違うんですね。

はい。